

事業シート（概要説明書）

| | | | | |
|---------|---|---|----------|--|
| 予算事業名 | みえの眺望景観等保全創出事業費 | 事業開始年度 | 平成23年度 | |
| 上位施策事業名 | 美しい景観づくり | 担当部局 | 県土整備部 | |
| 根拠法令 | 景観法 三重県景観づくり条例 | 担当室 | 景観まちづくり室 | |
| 事務区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 | グループ名 | 景観G | |
| 事業概要 | <p>（景観法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法が平成16年6月に公布され、良好な景観の形成の必要性が明文化された。（第2条） ・景観法の目的として、良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定など施策を総合的に講じ、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することとされている。（第1条） ・景観法では、地方公共団体の責務として、良好な景観の形成の促進に関し、国との役割分担を踏まえ、施策を策定し実施するとされている。（第4条） <p>（景観法運用指針）</p> <p>良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心に取り組むことが望ましいが、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しいことから、都道府県も担い得るとされている。（指針IV1）</p> <p>（三重県景観づくり条例）</p> <p>県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うこととしている。（第3条）</p> <p>（現状）</p> <p>景観行政は市町が中心に取り組むことが望ましいが、現在、県内の景観行政団体は7市（伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市）であり、市町の組織・体制等から直ちにすべての市町が景観行政団体になることは難しい現状でもあるため、三重県景観づくり条例第3条に則り、県は市町が景観行政団体になるよう支援をする必要がある。</p> <p>（事業の必要性）</p> <p>熊野古道の世界遺産登録を維持するためには、登録後の景観の保全が非常に重要であるが、東紀州地域の市町は、組織・体制等の課題もあり景観行政団体になっていないため、県と市町が連携して取り組む必要がある。また、和歌山県は、和歌山県景観計画の重点地区としての指定に向けて、今年度、熊野川右岸流域を対象に取り組んでおり、熊野川を県境として対岸にある本県においても、この取組と連携して、平成23～24年度は熊野川左岸流域の景観計画の策定に取り組む必要がある。</p> | | | |
| | 目的 <small>（何をどうするために）</small> | 景観計画の運用により、一定の規模を超える建築等を行う場合に届出を義務付け、地域の景観に調和したものとなるよう誘導することにより、世界遺産にふさわしい景観となるよう取り組むことを目的としている。 | | |
| | 目標 <small>（何がどうなれば達成か）</small> | 熊野川流域を三重県景観計画の重点地区に指定し、熊野川流域に係る景観形成方針、行為の規制などを定めることを目標としている。 | | |
| | 対象 <small>（誰・何を対象に）</small> | 熊野川流域 | | |
| | 実施方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 | | |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：株式会社都市環境研究所三重事務所） | | |
| | | <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： _____ 実施主体： _____） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____） | | |
| | 事業内容 <small>（手段、手法など）</small> | <p>熊野川流域を対象に景観法に基づく景観計画を策定する。</p> <p>〔景観計画の策定に向けた取組〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の景観の現況調査を行い、地域の景観特性や課題を把握する。 2 市町、地域住民と協働し、景観計画の内容を検討する。 3 検討結果に基づき、必要な規制誘導方策及び地域の振興方策などを定めた景観計画案を作成する。 4 その後、三重県景観審議会の意見聴取、パブリックコメント等を実施し、必要な意見を反映していく。 <p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p> <p>景観計画を策定するため、次の業務を委託する。 ・熊野川流域の景観特性と景観形成上の課題等の整理、検討会議の運営支援等</p> <p>委託先の選定方法、委託金額 ・選定方法 指名競争入札 ・委託金額 2,210,250円</p> | | |
| | 関連事業 <small>（同一目的事業等）</small> | なし | | |

事業シート（概要説明書）

| 予算事業名 | | みえの眺望景観等保全創出事業費 | | | | 事業開始年度 | 平成23年度 | | | |
|----------------------------|--------------------|---|---------|----------|-----|----------|--------|----------|-------|----|
| コスト | 事業費 | 23年度（予算） | | 22年度（決算） | | 21年度（決算） | | 20年度（決算） | | |
| | | 報酬 | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | |
| | | 委託料 | 2,678千円 | | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | |
| | | 需用費 | 68千円 | | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | |
| | | 役務費 | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | |
| | | その他 | 922千円 | | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | |
| | 事業費合計 | 3,668千円 | | 0千円 | | 0千円 | | 0千円 | | |
| | 人件費 | 担当正職員 | 0.8人 | 7,206千円 | 人 | 千円 | 人 | 千円 | 人 | 千円 |
| | | 臨時職員等 | 人 | 千円 | 人 | 千円 | 人 | 千円 | 人 | 千円 |
| | | 人件費合計 | 0.8人 | 7,206千円 | 人 | 千円 | 人 | 千円 | 人 | 千円 |
| 総事業費 | 10,874千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | | |
| 財源内訳 | 国庫支出金 | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | |
| | 地方債 | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | |
| | その他特財 | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | |
| | 一般財源 | 3,668千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | |
| | 財源合計 | 3,668千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | | |
| 事業実績 | 【活動指標名】 | | | | | 単位 | H22年度 | H21年度 | H20年度 | |
| | 検討会議の開催 | | | | | 回 | — | — | — | |
| | 活動実績 | | | | | | | | | |
| | 効率指標 (事業費/活動指標) | | | | | 総事業費 / | | | | |
| 事業成果 | 【成果指標名】 | | | | | 単位 | H22年度 | H21年度 | H20年度 | |
| | 熊野川流域を対象にした景観計画の策定 | | | | | 件 | — | — | — | |
| | 成果実績 (事業目標達成状況) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等) | | 熊野古道は世界遺産に登録されるなど、東紀州地域の核となる財産であり、熊野古道及び周辺の良い景観を次の世代に引き継いでいく必要がある。 | | | | | | | | |
| 比較参考値 (他自治体での類似事業の例など) | | 景観計画を策定している20都道府県のうち、18都道府県で重点地区を設定している。 和歌山県では、熊野古道世界遺産登録地域周辺を重点地区に指定：中辺路(H21年度)、高野山(H22年度)、熊野川右岸流域(H23年度予定)、大辺路(H24年度予定) | | | | | | | | |
| 特記事項 (事業の沿革等) | | 熊野古道及びその周辺の良好な景観の形成を目的とした関連法 自然公園区域：自然公園法 河川区域：河川法 世界遺産指定区域：文化財保護法 緩衝地帯：熊野参詣道伊勢路景観保護条例(各市町) | | | | | | | | |